

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
事務所賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	関電不動産株式会社京都 支店 京都府京都市下京区塩小路 通烏丸西入東塩小路町 614	会計規程第25条第1項 当該場所で行なえば業務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、 供給者が一に特定される賃貸借契約である。	契約当事者間の約 定により非公表	契約当事者間の約 定により非公表	---	-	
事務所賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	中央三井信託銀行株式会 社 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 当該場所で行なえば業務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、 供給者が一に特定される賃貸借契約である。	3,700,000	3,388,716	91.59%	-	
事務所清掃	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	ファースト・ファミリー ズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区本町 4-4-24	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこ ととされているため随意契約したものである。	6,795,000	6,795,000	100.00%	-	
事務所、倉庫、駐車場賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	金沢中央ビルディング株式 会社 石川県金沢市丸の内4-12	会計規程第25条第1項 当該場所で行なえば業務を行う事が不可能であることから、場所が限定され、 供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	29,250,000	28,126,848	96.16%	-	
事務所清掃	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2-15	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこ ととされているため随意契約したものである。	1,911,840	1,911,840	100.00%	-	
借上宿舎	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	株式会社三隆 大阪府豊中市中桜塚2-22- 1	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要がある ことから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,800,000	1,800,000	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1- 3-2	会計規程第25条第1項 郵便法または民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び 信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	12,391,010	12,391,010	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1- 3-2	会計規程第25条第1項 郵便法または民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び 信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	4,775,355	4,775,355	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1- 3-2	会計規程第25条第1項 郵便法または民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び 信書の配達可能な事業者は同社しかないため随意契約したものである。	3,123,870	3,123,870	100.00%	-	
登記情報サービスの利用	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5- 20	平成21年4月1日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区神田淡路 町2-8-5	会計規程第25条第1項 本件は、登記情報サービスを受けるものである。電気通信回線による登記情報 の提供に関する法律第3条第1項により登記情報提供業務を行うものとして同 協会のみが指定されているため、同協会と随意契約したものである。	1,400,000	1,400,000	100.00%	0	

(注)
会計規程第30条の2に基づく公表である。